

## 大槌町新町地区産業集積地 利用事業者公募案内

大槌町では、東日本大震災津波（以下「震災」という。）により被災された事業者の早期再建を支援することを目的として、津波復興拠点整備事業を活用し、新町地区に産業集積地を整備します。つきましては、以下のとおり利用事業者を公募します。

### 1 事業目的

震災により甚大な被害を受けた被災事業者に対し、事業再開のための用地を整備、供用することにより、被災事業者の早期再建を図ることを目的とします。

### 2 応募対象者及び対象施設

- ① 応募対象者 民間の事業者及び団体
- ② 対象施設 準工業地域に立地可能な建築物及び附帯する敷地

### 3 応募要件

- (1) 利用事業者（利用事業者が法人にあっては、その構成員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 町税等の滞納がないこと。
- (3) 町から指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続きをしていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 建築物の整備を伴う事業を予定しており、1年以内の着工が見込まれること

### 4 応募様式

No.	様式名称	備考	提出数
1	大槌町新町地区産業集積地利用申請書（様式第1号）	指定様式とする	各1部
2	大槌町新町地区産業集積地利用詳細（別紙）		
3	罹災証明書		
4	完納証明書など、滞納がないことを証明できるもの		
5	その他必要と認める書類	任意	適宜

## 5 利用の可否の選定方法

今回募集する産業集積地の面積を超えて利用希望があった場合は、下記基準により選定を行います。

- (1) 特に公共性が高いと認められる下記の事業者等については、優先的に選定するものとする。
  - ① 商工会、漁業協同組合など、特別の法律に基づいて設立された特別民間法人で、公共性が高いと町が特に認めたもの
  - ② 震災からの復興事業に供するために、震災前に現に事業を行っていた事業用地を国、県又は大槌町に所有権を譲渡した事業者等  
例) 災害公営住宅、三陸縦貫道、防潮堤、津波復興拠点整備事業
  - ③ 防災機能上、特に必要性があると町が認めるもの  
例) 津波防災ビルの機能を有するもの
- (2) その他の被災事業者等については、次の優先順位に基づいて選定するものとする。
  - ① 事業の再開に至っていない事業者等のうち、震災前と同程度以下の規模の復旧を希望される方
  - ② 仮設による事業再開に至っている事業者等のうち、震災前と同程度以下の規模の復旧を希望される方で、国等による財政支援措置の採択を受け、再建を急ぐ必要のある方
  - ③ 仮設による事業再開に至っている事業者等のうち、震災前と同程度以下の規模の復旧を希望される方で、現在の事業用地について明け渡しを求められており、代替用地の確保を急ぐ必要のある方
  - ④ その他、仮設による事業再開に至っている事業者等のうち、震災前と同程度以下の規模の復旧を希望される方
  - ⑤ 本設での事業再開に至っているが、何らかの事情により移転が必要な事業者等のうち、震災前と同程度以下の規模の復旧を希望される方
  - ⑥ 上記①～⑤に該当しない被災事業者の方（被災事業者の方のうち、震災前と同規模程度を超える事業の拡張を希望される事業者等の方）及び新たに新規立地を希望される事業者の方
- (3) (1) 及び (2) の優先順位に基づいて選定した結果、利用を希望する面積が今回公募する産業集積地の面積を超過する場合は、優先順位が同等の評価である事業者内で抽選を行い、利用事業者を選定するものとする。

## 6 利用位置の決定

申請時の利用希望区画に基づき、抽選により利用区画を決定します。その後、利用希望区画内の位置について改めて抽選を行い、最終的な利用位置を確定させます。

ただし、「特に公共性が高いと認められる事業者等」（5の（1）に該当する事業者等の

方)については、優先的に利用位置を決定します。また、状況によっては、町で調整を図る場合があります。

## 7 公募申請

- ① 提出期限 平成26年1月31日(金)午後5時 必着
- ② 提出先 〒028-1115 岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号  
大槌町役場 産業振興部 商工労政課  
電話 0193(42)8725

## 8 スケジュール

- ① 公募期間 平成26年1月20日(月)～1月31日(金)
  - ② 利用の可否の決定 平成26年2月下旬(予定)
  - ③ 利用位置の確定 平成26年3月下旬(予定)
  - ④ 供用開始 平成26年8月下旬より順次
- ※ 日程変更が生じる場合があります。

## 9 備考

- (1) 利用料は、固定資産税相当額となります。
- (2) 使用期間は原則5年とし、更新可とします。
- (3) 「建築物の整備を伴う事業を予定しており、1年以内の着工が見込まれること」を条件としています。合理的な理由なく建築物の整備が行われない場合は、利用決定を取り消すことがあります。
- (4) 新町地区産業集積地は「準工業地域」となるため、建築基準法上、準工業地域に建築可能な施設を建てることができます。
- (5) 新町地区産業集積地は災害危険区域となるため、住宅等を建てて居住することはできません。
- (6) 新町地区産業集積地では、盛り土造成を禁止しています。この他、土地の形状を変更する場合は、必ず事前に町役場にご相談ください。
- (7) 利用決定を受けた産業集積地について、利用目的が達せられた場合は、事業用地を返還いただきます。その際は、6か月前までに町長への届け出が必要となります。
- (8) 産業集積地を返還する際は、必ず更地に復旧して返還してください。